

教師を取り巻く環境整備等に係る 令和8年度概算要求資料



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた「新たな「定数改善計画」」の策定

（義務教育費国庫負担金）

令和8年度要求・要望額
（前年度予算額）

1兆6,504億円
1兆6,210億円



文部科学省

全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、教職の魅力向上、教師に優れた人材を確保する。そのため、約40年ぶりとなる公立中学校の学級編制標準の引下げにより、中学校35人学級を実現するとともに、小学校教科担任制の計画的推進、多様な教育課題等への対応のための体制整備を内容とした、令和10年までの「新たな「定数改善計画」」を策定する。また、学びの専門職である教師にふさわしい処遇を実現するため、給特法等の改正を踏まえた、教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。

「新たな「定数改善計画」」9,214人【29,621人】

（【 】は令和8～10年度の改善総数（一部事項には令和7年度の既改善分を含む））

※下記事項のうち、★については義務標準法を改正することにより、児童生徒数等に基づいて算定される基礎定数による改善を図ること、将来的な教職員定数の見通しがたち、各地方自治体の採用・教職員配置がより計画的に行われることが見込まれる。

○中学校における指導体制の充実（35人学級）5,800人【17,400人】

- ★給特法等一部改正法附則第4条を踏まえ、令和7年度で完成した小学校35人学級から切れ目なく実施。

○小学校教科担任制の計画的な推進 990人【3,960人】

- ・学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減を図るため、小学校4年生の教科担任制の拡大と、新規採用教師を支援（令和7年度からの4年間の計画的な改善の2年目）

○いじめ・不登校対応等のための体制整備 1,897人【6,682人】

- ・中学校の生徒指導担当教師の配置充実（令和7年度からの4年間の計画的な改善の2年目）
- ・小学校の生徒指導担当教師の配置充実（30学級以上の学校数×1/2→18学級以上の学校数×1/2）
- ★学びの多様な学校の体制整備のための定数措置の新設（設置学校数×2人）
- ★養護教諭の配置充実（3学級以上から定数算定→学校に1人、複数配置基準を小・中いずれも100人引下げ）

○多様な教育課題等に対応するための基礎定数の充実 527人【1,579人】

- ★夜間中学校の体制整備のための定数措置の新設（設置学校数×2人）
- ★学校統合支援のための定数措置の新設（統合後3年間、基礎定数で措置）
- ★大規模共同調理場への定数措置の改善（10,001食以上は現行の3人から+1人措置）
- ★地教行法に規定する共同学校事務室の機能強化（複数の事務室を統括する事務職員定数の新設）

『公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律』

附則

（政府の措置）

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教職員（略）について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目ざし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

三 公立の義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する教職員定数の標準を改定すること。

第四条 政府は、公立の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の同学年の生徒で編制する学級に係る一学級の生徒の数の標準について、令和八年度から三十五人に引き下げよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

その他の既定改善分 等

- ・通級や日本語指導等のための基礎定数化の完成 +348人
- ・定年引上げに伴う特例定員 +3,345人

教師の処遇改善 +161億円

○主務教諭の創設（令和8年4月～）

学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、新たな職を創設する。教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し、教諭よりも高い処遇とする（月額6,000円程度）。

○教職調整額の改善 5% ⇒ 6%（令和9年1月～）

教職調整額の改善とあわせ、管理職（校長・教頭等）の本給も改善。

○部活動指導手当の見直し（令和8年4月～）

※これらの処遇改善のほか、給料の調整額を見直す（1/4程度の縮減を予定）。

（担当：初等中等教育局財務課）

学校における支援スタッフの配置支援

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

153億円
121億円)



多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援
教師と多様な人材の連携により、**学校教育活動の充実**と**働き方改革**を実現

補習等のための指導員等派遣事業 140億円 (116億円)

教員業務支援員の配置【拡充】

人数：30,900人 (28,100人)

<事業内容>

教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、授業準備の補助やデータの入力・集計、各種資料の整理、行事や式典等の準備補助等をサポートする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を支援

<想定人材>

地域の人材（卒業生の保護者など）

<実施主体>

都道府県・指定都市

<負担割合>

国1/3、都道府県・指定都市2/3

副校長・教頭マネジメント支援員の配置【拡充】

人数：1,600人 (1,300人)

<事業内容>

副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援

▶業務内容のイメージ

副校長・教頭の業務補助、教職員の勤務管理事務の支援、外部の関係者との連絡調整 等

<想定人材>

退職教員、教育委員会勤務経験者、民間企業等での事務経験者 等

<実施主体>

都道府県・指定都市

<負担割合>

国1/3、都道府県・指定都市2/3



学習指導員等の配置（学力向上を目的とした学校教育活動支援）

人数：9,200人 (9,200人)

<事業内容>

児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、学校教育活動を支援する人材の配置を支援。また、教職に関心のある学生の積極的な活用を推進することで、教職への意欲を高める。

- ・児童生徒の学習サポート進路指導
- ・キャリア教育
- ・学校生活適応の支援
- ・教師指導力向上等

<想定人材>

退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者等、地域における幅広い人材

<実施主体>

都道府県・指定都市

<負担割合>

国1/3、都道府県・指定都市2/3



校内教育支援センター支援員の配置事業 13億円 (4億円)

<事業内容>

公立小・中学校において、校内教育支援センターを拠点として、日常的に、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対し、学習支援を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携をしながら、相談支援を行う支援員の配置を支援

※対象経費には、新たに校内教育支援センターを設置するために必要な経費も含む

<配置校数>

5,000校 (2,000校)

<実施主体>

学校設置者（主に市区町村）

<負担割合>

国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3



行政による学校問題解決のための支援体制の構築

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

4億円
1億円)



現状・課題

- 社会環境が多様化、複雑化する中で、**保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求**など、学校だけでは解決が難しい事案が学校運営上の大きな課題。**学校のみによる対応とせず**、経験豊かな学校管理職経験者等の活用も含め、**様々な専門家と連携した行政による支援**が必要。
- また、学校現場における**電話等による保護者等との連絡対応**が必要以上に教職員の負担になっているとの指摘もあり、学校における働き方改革を加速させるとともに、より適時・適切な連絡対応を可能とするため、行政の支援の下、**外部機関も活用した対応の高度化**が必要。

事業内容

①市区町村における学校問題解決の支援体制の構築

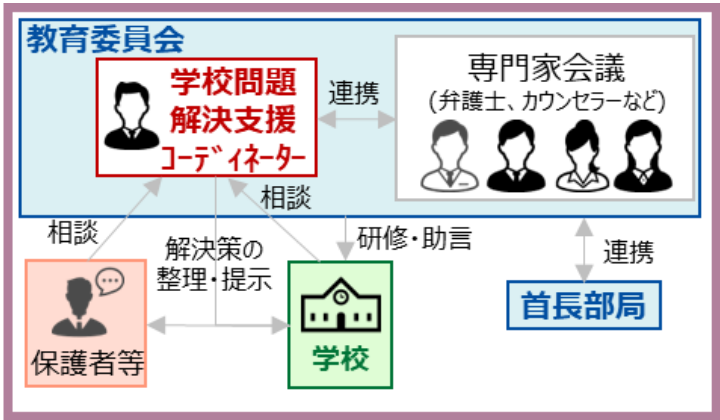
- 市区町村教育委員会に、**学校管理職経験者等による学校問題解決支援コーディネーター**を配置。学校や保護者等から学校だけでは解決が難しい事案等について直接相談を受け付けるとともに、必要に応じ、両者から事情を聴取し、専門家の意見も聞きながら、事案ごとに**解決策を整理・提示**する。

補助対象経費	コーディネーターの配置に必要な経費 専門家会議の開催等に必要な経費 (人件費、会議費、諸謝金、旅費等) ※専門家の活動のための経費は含まない	対象	市区町村	対象数補助率	50箇所 1/3
--------	---	----	------	--------	-------------

②都道府県における広域的な支援体制の構築

- 経験豊かな学校管理職経験者等が市区町村教育委員会や学校を訪問する**アウトリーチ型の巡回相談会**や、指導主事や教職員等を対象とした**研修会**の定期的な開催、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求への対応のための**手引きの策定**等を通じ、広域的な学校への支援体制を構築する。
- 学校問題解決支援コーディネーターを配置し、**単独でコーディネーターを置くことができない小規模自治体における困難事案**について、直接保護者等から相談を受け付ける体制を整備する。

補助対象経費	コーディネーターの配置に必要な経費 専門家による訪問・研修等に必要な経費 手引き等の作成に必要な経費 (人件費、会議費、諸謝金、旅費等) ※専門家の活動のための経費は含まない	対象	都道府県 政令市	対象数補助率	30箇所 1/3
--------	---	----	-------------	--------	-------------



教育委員会における体制構築（イメージ）

③行政による学校問題解決のための体制構築に向けた支援

- 行政による**学校問題解決のための支援体制の構築**の取組を行う自治体に対し、他自治体の事例の提示や有識者によるアドバイス等を通じた**伴走支援**等の実施により、各都道府県・市区町村のさらなる取組を推進する。

件数・単価	1団体×約0.5億円	委託先	民間事業者
-------	------------	-----	-------

④学校における保護者等対応の高度化

- **保護者等から学校に対する電話やチャット等による連絡の一義的な対応を、外部事業者に委託して整理・分類**すること等による、**学校では対応困難な案件の行政による早期対応**や、**学校における働き方改革**への影響について調査研究を行う。

件数・単価	1団体×約0.6億円	委託先	民間事業者
-------	------------	-----	-------

(担当：初等中等教育局初等中等教育企画課)

教師の精神疾患による病気休職対策推進のための専門家活用事業

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

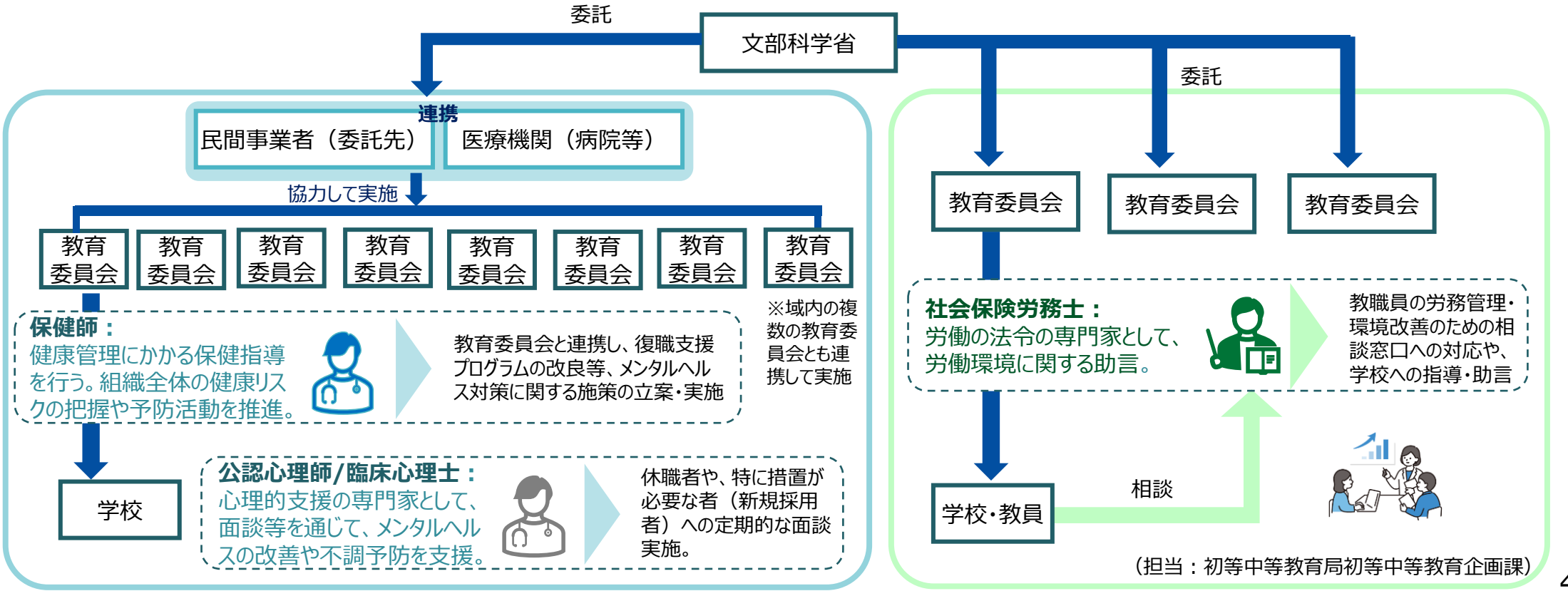
1億円
0.5億円) 文部科学省

現状・課題

○令和5年度の公立学校の教育職員の精神疾患による病気休職者数は7,119人（過去最多）
→休職期間中の給与保障や代替教員等の配置による財政的負担も伴う
(参考) 1年以内に精神疾患を再発している割合は15.7%、
精神疾患による休職者のうち、休職期間が1年以上の割合は33.2% (令和5年度 公立学校教職員の人事行政状況調査より)

事業内容

教育委員会におけるメンタルヘルス対策において、医師や保健師、臨床心理士等の医療・産業保健面の専門家の活用方策を検証・展開。
具体的には、保健師は教育委員会と連携し、復職支援プログラムの改良等、対策に関する体系だった施策の構築・実施を行い、
臨床心理士は、学校・教員の面談を行う。
また、社会保険労務士等、労務管理の専門家を活用した、職場環境改善のための相談窓口等の設置・活用についても効果検証・展開。
○件数・単価：
調査研究①：民間企業等（医療・産業保健関係）【1団体×約82百万円】 調査研究②：地方公共団体【3団体×6百万円】



現状・課題

- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）においては、**2029年度までを緊急改革期間と位置付け**時間外在校等時間の月30時間程度への縮減を目標としており、その有効な手段である**校務DXを通じた働き方改革を加速していく必要がある**。
- 校務DXを加速するには、「今の環境でできる校務DX」、「環境整備を伴う校務DX」を両輪で進める必要があるが、これらの校務DXを進めるに当たり、「どのように進めて良いのか分からない」、「技術的知見が不足している」など、**学校・教育委員会それぞれに課題が存在しており、この解消が急務**。
- また、**校務DXの実現に当たっては、情報セキュリティ対策が大前提**であることから、情報セキュリティに関する環境変化や技術革新が早いことを踏まえつつ、各教育委員会が適切な情報セキュリティ対策等を講じることができるよう支援する必要がある。

事業内容

①「今の環境でできる校務DX」の推進

背景

- 日程調整をクラウドサービスを用いて実施するなどの「今の環境下でできる校務DX」が進まない要因
- ✓校務DXに取り組みたいけど、どんな方法があるのかわからない。
 - ✓校務DXに不安を抱えている教職員がいる。

事業概要

- 各学校・教育委員会が参考にできる取組事例の創出・横展開



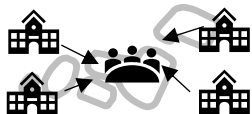
- 効果検証を踏まえた「校務DXチェックリスト」の改善及び周知



効果検証項目例

- ・校務DXによる勤務時間削減
- ・校務DXによる教職員のウェルビーイング向上

- 教育委員会間でTipsを共有・交換できるイベントの実施



②「環境整備を伴う校務DX」の推進

背景

教育委員会が次世代型校務支援システムを整備するに当たり教育委員会職員が抱えている懸念

- ✓校務支援システムを調達するに当たり、技術の良し悪しがわからない。
- ✓担当職員が自分一人では何から始めて良いかわからない。
- ✓自分の教育委員会のニーズに合わせた校務支援システムを調達できるか不安。

事業概要

- 次世代型校務支援システムの仕様書の作成や調達プロセス等について、教育委員会が常時相談できる相談窓口の設置



相談内容例
・自治体内のニーズ把握の方法
・ニーズを踏まえた調達方法

- 次世代型校務支援システムの調達時において、教育委員会と一緒に仕様書を作成するなど、技術的な知見を有した専門人材の派遣



専門人材による支援例
・調達資料の作成
・事業者選定に係る助言

※環境構築費用の支援はGIGAスクール構想支援体制整備事業により実施

③個人情報保護の徹底を含めた教育現場の情報セキュリティ対策

背景

教育現場の情勢や個人情報保護法等の関連法制の動向等を踏まえて、情報セキュリティ対策等が必要

事業概要

- 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂
- 「教育データの利活用に係る留意事項」の改訂

主な事業スキーム

①・②


文部科学省

委託



実証・支援



③



委託



学校保健・食育推進体制支援事業

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

71百万円
52百万円)



背景・課題

養護教諭

- 現代的健康課題への対応（生活習慣の乱れ、感染症、メンタルヘルスの問題、いじめ・貧困等を背景とした心身の不調、ICT環境の変化など）
- 養護教諭に求められる役割の変容・増大（健康観察、健康相談、保健指導などの対応の充実）
- 児童生徒への対応と並行し、学校の衛生環境等の管理、関係機関との連携等の業務の実施

- 養護教諭の多くは、各学校で一人配置
- 様々な健康課題を抱える児童生徒等への継続した支援や、医療・心理・福祉等に関する知識等の向上の機会が不十分

栄養教諭

- 肥満、やせ傾向、食物アレルギー等の多様な健康課題を有する児童生徒への個別指導の必要性
- 食を取り巻く現代的な課題に対応する指導のための体制整備の必要性
- 昨今の物価高騰等を踏まえた食材の調達や献立作成、衛生管理など、給食管理業務の複雑化

- 栄養教諭の多くは、複数校を兼務
- 各学校に在籍している多様な課題を抱える児童生徒等へのきめ細かな対応が困難

事業内容

- 都道府県・指定都市が、養護教諭・栄養教諭の経験者や有資格者を学校に派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を行う事業を実施
- 国が経費の一部を補助することで、子供の心身の健康を担う養護教諭や栄養教諭について、**業務体制の強化**、時代に即した**資質能力の向上**、**働き方改革**を実現

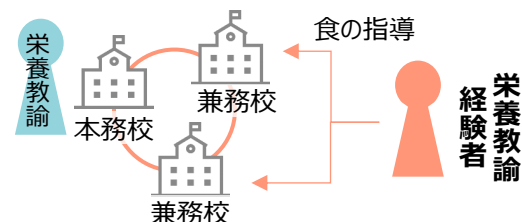
事例1：繁忙期の養護教諭の複数体制に活用

- 健康診断の時期（主に4～6月）や、学校行事、年度末等、養護教諭の繁忙期に、**養護教諭経験者や有資格者を派遣**



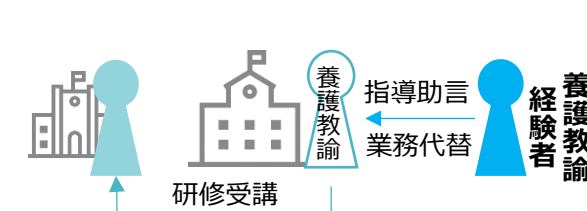
事例2：本務未配置校での食の指導の充実

- 栄養教諭の本務未配置校（他校との兼務等）に対し、**栄養教諭経験者や有資格者を派遣**



事例3：若手養護教諭・栄養教諭の資質向上

- 若手養護教諭・栄養教諭が配置されている学校に、**経験者を派遣**。日常的な指導・助言や研修時の業務代替を担当



アウトプット（活動目標）

都道府県・指定都市が養護教諭・栄養教諭の資格を有する者を学校に派遣。繁忙期等の業務支援や食の指導の充実等を図る

短期アウトカム（成果目標）

複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等への対応の充実、養護教諭・栄養教諭の資質能力の向上

長期アウトカム（成果目標）

児童生徒等が、養護教諭・栄養教諭に相談しやすい環境の整備

事業実施期間

令和5年度～

＜実施主体＞ 都道府県又は指定都市
＜補助率＞ 派遣に係る経費の3分の1を補助

（担当：総合教育政策局健康教育・食育課）

※令和7年10月より初等中等教育局健康教育・食育課から総合教育政策局へ移管

誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校・いじめ対策等の推進

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

118億円
94億円)



背景・課題

令和5年度調査結果により、不登校児童生徒数、いじめの重大事態の発生件数がそれぞれ過去最多となるとともに、令和7年6月には自殺対策基本法が改正され、学校の責務が明記されるなど、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援が喫緊の課題。

目標

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）や「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関と連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

文部科学省（令和8年度概算要求の概要）

※主に教育委員会を通じた対応

専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等 11,467百万円（9,295百万円）【補助事業】

不登校児童生徒の学びの場の確保の推進



- **校内教育支援センター支援員の配置【拡充】**
校内教育支援センターを拠点に、学習支援・相談支援を行う支援員を配置するための経費を補助（**2,000校→5,000校**）
- **アウトリーチ支援や保護者支援等による教育支援センターの機能強化【拡充】**
不登校支援の一環として、不登校児童生徒等へのアウトリーチ支援を実施するとともに、保護者の会等と連携した支援等に係る経費を補助（アウトリーチ：**130人→450人**、保護者支援：**200箇所→300箇所**）
- **学びの多様化学校の設置促進【拡充】**
（設置準備：**11→20自治体**、設置後運営：**22→27自治体**）



スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実



- **SC・SSWの基盤となる配置に加えて、課題に応じた重点配置（不登校・いじめ対策）【拡充】**
 - ↳ SC：**11,300→11,800校**、週8時間
 - ↳ SSW：**11,000→11,500校**、週6時間 など
- 児童生徒への支援の質の向上のため、SC・SSWの処遇見直し

いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究 254百万円（34百万円）【委託事業】

いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある 学校づくりに関する調査研究

- **医療及び学校現場の連携による自殺対策強化事業【新規】**
自殺リスクを抱えた児童生徒への早期対応を図るため、医療機関等と連携したガイドライン等を作成の上、教職員向けに研修動画などを作成し、学校現場へ普及
- **いじめ対応伴走支援チーム（仮称）のモデル構築推進事業**
いじめ対策マイスターの枠組みを再構成。個別事案への対応や再発防止等への支援に加え、SNSによるいじめや保護者との連携等に対応するため、専門家からなる支援チームを教育委員会に設置
- いじめ未然防止教育推進事業
- 不登校対策等の効果的な活用に向けた調査研究
- 経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援と学びの充実に関する実証研究
- 心理・福祉に関する教職員向けの研修プログラムの普及促進

スクールカウンセラー及びスクールソーシャル ワーカーの常勤化に向けた調査研究

こども 家庭庁

※主に首長部局を通じた対応

- 首長部局におけるこどもの悩み相談モデル事業
- いじめ調査アドバイザーによる、いじめ重大事態調査を行う自治体等への助言
- 学校につながりが持てないこどもを含め、地域での不登校のこどもへの切れ目ない支援
- こどもの多様な居場所づくり など

文部科学省・ こども家庭庁が 連携して対応

※非予算の取組

- 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部
- いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議
- いじめ重大事態の情報共有



（担当：初等中等教育局児童生徒課）

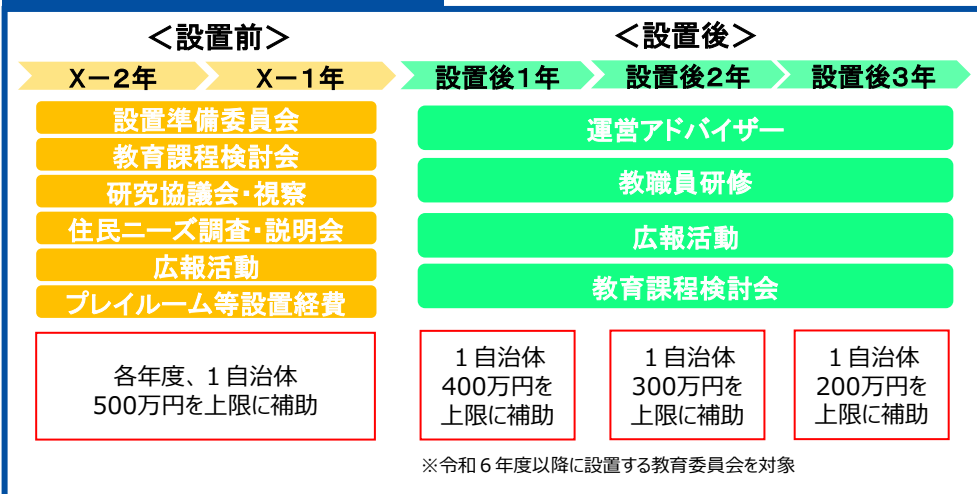
背景・課題

- 不登校児童生徒数は、小・中・高で約42万人にのぼり、過去最多の状況。
- 平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、多様な背景を持つ不登校児童生徒の個々に応じた教育の機会の確保に資するため、特別の教育課程に基づく教育を行う学校（学びの多様化学校）の整備等が求められている。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）においても「学びの多様化学校の全国的な設置促進・機能強化」を明記。
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）及び「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月閣議決定）に基づき、令和9年度までに全ての都道府県・政令指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含めて全国300校の設置を目指す。

事業内容

学びの多様化学校の設置を検討する自治体に対して、設置前の準備支援を行うほか、令和6年度以降に学びの多様化学校を設置した自治体に対して、設置後の運営支援を行う

支援イメージ



学びの多様化学校

学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数を柔軟化することなどができる学校（小・中・高等学校）



【設置前の準備支援】

設置検討や準備に係る協議会等の設置、プレイルーム設置に係る備品等、地域住民等への広報やニーズ調査等の経費を措置。

【設置後の運営支援】

設置当初における運営上の課題に対する助言を行う運営アドバイザー、教職員研修、広報活動等の経費を措置。

実施主体

都道府県、政令指定都市、市区町村

補助割合

国：1/3、都道府県等：2/3

【関連施策】

- ▶ 公立学校施設の整備、私立学校施設・設備の整備の推進
- ▶ 不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教職員配置（義務教育費国庫負担金）（学びの多様化学校に対する教職員の優先的な加配措置）**[P]**
- ▶ 補習等のための指導員等派遣事業
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置（私立）私立高等学校等経費助成費補助金（特別補助）
- ▶ 養護教諭等の業務支援体制の充実（学校保健・食育推進体制支援事業）
- ▶ 夜間中学の設置促進・充実

夜間中学の設置促進・充実

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

1億円
1億円)



背景

全国には未就学者が少なくとも約9.4万人、最終卒業学校が小学校の者が約80.4万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加（令和4年度は約29.9万人）。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数が増加。

⇒義務教育を実質的に受ける機会がなかった方にとって、夜間中学がますます重要な役割を果たす。

(参考：夜間中学の設置状況) 夜間中学は全国で増えてきている。

令和2年度 33校 → 令和4年度 40校 → 令和6年度 53校

令和7年4月時点 62校

目的・目標

教育機会確保法等（※1）に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

（※1）平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。「教育振興基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2025」等で全都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととしている。

- ・都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
- ・教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ・多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

夜間中学のさらなる設置促進

① 夜間中学新設準備・運営支援（補助事業等）

98百万円

(95百万円)

◆ 新設準備・運営支援

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、最大5年間措置。

◆ 広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。（文部科学省直接執行予算）

補助割合

新設準備2年間：1／3 ※上限400万円 ※複数校設置する自治体に
開設後3年間：1／3 ※上限250万円 は、学校数ベースで補助

補助 対象経費

諸謝金（報償費を含む。）、報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、
図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備
品費、保険料、委託費

夜間中学の教育活動の充実

② 夜間中学における教育活動充実（委託事業）

18百万円

(13百万円)

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を
充実していくために必要な環境整備等の在り方を検証。

- ✓ ICTの活用等を含めた高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ✓ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ✓ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ✓ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ✓ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ✓ 不登校学齢生徒向け支援のモデル創出 など

委託先

・夜間中学を有する都道府県、政令指定都市、市町村

委託 対象経費

人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費を含
む。）、会議費、通信運搬費、雑役務費（印刷製本費を含む。）、
消費税相当額、一般管理費、再委託費

【関連施策】

- ▶ 学びの多様化学校の設置促進及び教育活動の充実
- ▶ 公立学校施設の整備
- ▶ 学びや生活に関する課題への対応のための教職員の加配措置

- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
- ▶ 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実
- ▶ 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実

（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

- ▶ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
- ▶ 外国人の子供の就学促進事業

地域教員希望枠を活用した 教員養成大学・学部機能強化

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

5億円
5億円)



背景・課題

- 子供たちへの質の高い教育を担う教師には、志ある優れた人材を得ることが必要。
- 近年、公立学校の教員採用倍率は低下傾向。
- 大学の教員養成段階から地域の教育委員会と連携・協働し、地域や現場ニーズに対応した質の高い教師を、継続的・安定的に養成し、確保することが重要。

事業内容

- 全国的な教育水準の維持・向上に資する教師養成をミッションとする教員養成学部・大学と教育委員会が連携・協働した教員養成の取組強化に係る経費を支援。
- 大学入学者選抜における【地域教員希望枠】の導入や地域課題に対応したコース・カリキュラム構築、高校生に対する特別プログラム構築・拡充し、大学における地域貢献機能を充実。
- ➡ 大学入学前から教員採用に至るまでの一貫した取組を促進
- ➡ 地域課題に対応した教員養成プログラムの構築により、単なる大学の機能強化にとどまらず、「令和の日本型学校教育」の牽引役として、成果を社会全体還元して社会的インパクトを創出するとともに、地域の公教育の質を確保

＜地域課題に対応したコース・カリキュラム構築の例＞

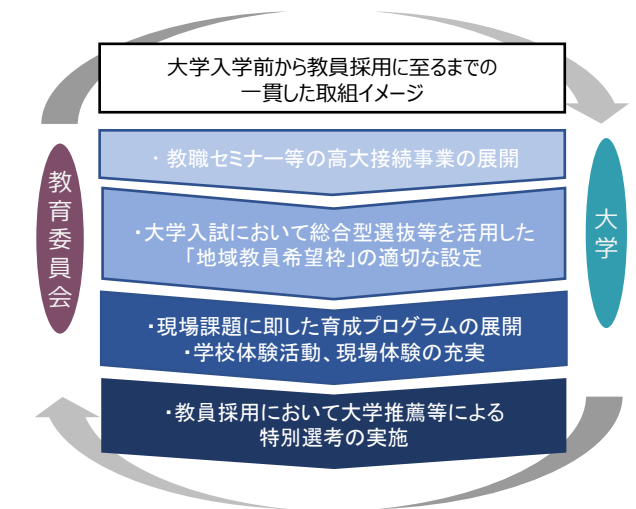
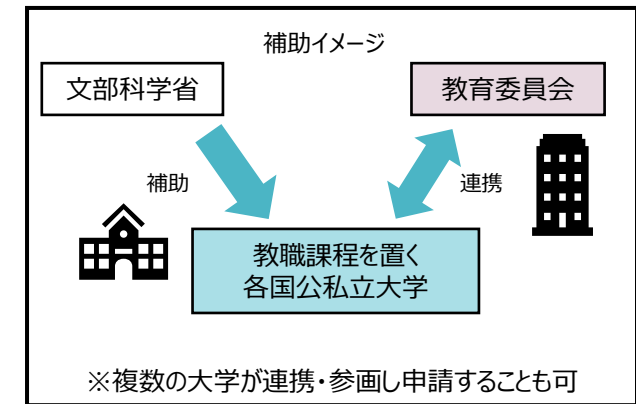
- ① 離島・へき地、特別支援教育、不登校対応、日本語教育等、特色ある実習校における早期からの学校体験活動の充実等、地域課題に対応した教員養成カリキュラムの構築
- ② 特定分野に強みや専門性を有する教員養成プログラムの構築（教育DX、教育データの利活用、心理・福祉、社会教育等）
- ③ 教員養成段階における留学の促進や海外大学と連携した教育課程の構築
- ④ 新しい学校づくりの有力な一員となり得る高度人材養成のための5年一貫プログラムの開発等、学部・教職大学院の連携・接続の強化
- ⑤ 採用者数や免許状保持者が少ない免許種等に関する、広域的な養成機能・体制構築 等

- ・件数・単価：【既選定分】単独事業 【上限】970万円（定額補助） 【件数】30箇所
 複数大学連携事業 【上限】1,700万円（定額補助） 【件数】1箇所
 【新規】単独事業 【上限】970万円（定額補助） 【件数】15箇所
 複数大学連携事業 【上限】1,700万円（定額補助） 【件数】1箇所
- ・補助期間：令和6年～令和10年（最長5年）、既選定分は令和8年度に中間評価を実施
- ・対象：教職課程を置く各国公私立大学

【申請要件等】

- 申請に当たっては大学単独ではなく教育委員会と協議体を形成する等、相互に連携・協働する体制を構築するとともに、学校現場での実務経験を有し、教育委員会と大学を結ぶコーディネータが中核となり、地域課題に対応したコース・カリキュラムを構築すること。
- 高校生に対する教職セミナー等の高大接続や、教員採用における特別選考等、地域が求める質の高い教師を継続的・安定的に養成し、確保するシステムを構築すること。
- 地域教員希望枠入試を導入又は補助期間内に導入する計画を有し、「地域教員希望枠」の取組を踏まえた学部全体への波及や改革について計画すること。

- 新規学卒の受験者数（小中高）
H25：48,110人 ⇒ R6：39,905人
- 教員採用倍率
・小学校 12.5倍（H12）→2.2倍（R6）
・中学校 17.9倍（H12）→4.0倍（R6）
出典：令和6年度（令和5年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況
- 国立教員養成大学・学部の教員就職率
R6.3卒業者：69.0%（進学者・保育士就職者除く）
出典：文部科学省「国立の教員養成大学・学部及び国私立の教職大学院の卒業者及び修了者の就職状況等」



(担当：高等教育局) ※令和7年10月より総合教育政策局
教育人材政策課から高等教育局へ移管

背景・課題

- 先端技術の高度化や社会構造の変化、子供たちの多様化等の学校が直面する様々な課題の状況を踏まえれば、これから教職員組織は、同じ背景、経験、知識・技能を持った均一な集団ではなく、より多様な知識・経験を持つ人材を取り入れることで、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ集団となることが求められている。
- また、各地において教師不足の状況が生じており、また、令和5年度に実施された教員採用選考試験の採用倍率は過去最低となるなど、質の高い教師人材の確保は喫緊の課題。
- 教師人材の採用・配置は、各教育委員会において実施するが、質の高い教師人材の確保は全国的な課題となっており、義務教育段階を含めた、学校の十分な指導体制を全国で確保するためには、国が主導して教師への入職を支援する新しいモデル開発やベストプラクティスの周知、さらには教職の価値・やりがいなどの社会的啓発に取り組む必要がある。

【教師不足の状況】

- ・令和3年度始業日時点 2,558人（5月1日時点 2,065人）
- ・令和4年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：
令和3年度に比べ、悪化40、同程度22、改善6
- ・令和5年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：
令和4年度に比べ、悪化29、同程度28、改善11
- ・令和6年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：
令和5年度に比べ、悪化22、同程度35、改善11
（「教師不足」に関する実態調査（令和3年度）、文部科学省調べ）

【民間企業等出身者の割合】

- ・令和6年度教員採用選考試験における民間企業等勤務経験を有する者の採用者に占める割合4.5%。
（令和6年度 教員採用選考試験の実施状況調査）

事業内容

- 多様な優れた人材を教師入職に繋げる新しいモデルを創出し、創出したモデルを都道府県に横展開することで、各自治体の質の高い教師人材の確保を推進する。また、教職の価値・やりがいを啓発する取組への支援を行う。

①教師への入職を支援する新しいモデル開発

- 地域単位での一時的な新しい教師入職の在り方（日本版「サプライティーチャー」制度）
我が国では、①退職教員のうち再任用教員や臨時講師に入職している者は一部にとどまっている、②現在の学校現場の状況の中で、教師が学期中に休暇を取得しづらい（他の同僚教師に負担）といった声が存在。これらの課題を解決するため、退職教員等が非常勤講師等として一時的な教師の不在を、地域内の学校を兼務する形でフォローする「日本版サプライティーチャー」について導入可能性（任用上・実務上の課題等）を調査、検討する。
- 移住支援と組み合わせた、自治体を超えた教師人材シェアリング（「トラベルティーチャー」）
臨時講師のなり手確保について、自治体内に留まらず人材を確保できる仕組みの構築を目指し、地方移住策と組み合わせることにより全国レベルで教師人材を新たに発掘し、関係人口の創出や移住促進による地方の活性化を図りつつ、教師が不足している地域に人材供給を行うことを目指し、主に教師や企業を退職した者を対象に、現在居住している地域以外で教師として入職するモデル開発を行う。
- 上記の実証事業の成果の周知も含め、教師人材確保に関する各種取組の情報発信を強化する。

②就職氷河期世代の教師入職を含む、教師確保に資する研修会や広報の実施

教師の年齢構成の平準化の効果も見据え、就職氷河期世代を含む多様な背景を持つ者の教師入職を促進するため、各自治体に対し、より実践的な研修内容（現場実習や模擬授業など）や入職後のフォロー等を含む、現職以外の教員免許保有者向け研修の強化を支援、促進する。また、教師に優秀な人材を得るためには、処遇の改善、指導・運営体制の充実等に加えて、社会全体で教職の価値・やりがいが共有されていくことが不可欠であるため、NPO、民間企業等による、教職への関心を高めたり、意欲を喚起する取組の支援を行う。

○ 件数・単価

①教師の確保に関する先進事例創出（委託事業）【事業規模】10,000万円 【件数】1件（4件の実証を実施）

②教師確保に資する広報や研修会の実施（補助金事業）【事業規模】700万円 【件数】30箇所 【補助率】1/3

○ 対象：民間企業、都道府県・指定都市教育委員会、NPO等

（担当：初等中等教育局）※令和7年10月より
総合教育政策局教育人材政策課から初等中等教育局へ移管

子供の新たな学びの実現に資する学校管理職マネジメント力強化推進事業

令和8年度要求・要望額 45百万円
(前年度予算額 46百万円)



背景・課題

- 教科等横断的、探究的な学習の推進など新たな時代に社会で活躍するために必要な力を育成する**子供の新たな学びの実現**のため、学校内外の人的・物的資源を活用し、実社会の課題と学校教育での学びを結び付けることができるような学習を支える環境の整備や、教育課題の多様化・複雑化に対する組織的課題への対応力向上のため、教師同士が学び合う環境の構築に向けて、校長等の管理職のマネジメント能力等が重要。
- 管理職には、様々な学校内外に関する情報を収集・整理・分析及び共有し（アセスメント）、学校内外の関係者の相互作用により学校教育力を最大化していく（ファシリテーション）、総合的なマネジメント能力の発揮が必要。
- 国は、教育委員会が実施する管理職研修において、学校における働き方改革を含む、学校の組織としての教育力や課題対応力を最大化するために必要な高度なマネジメント能力等が一層高まるよう支援を講じていくことが必要。

事業内容

事業①：探究型研修の実施・開発を通じた新たな学びの実現 **7都道府県・指定都市**

- 対象** ○各学校の校長と中堅教員（ペア）、教育委員会の研修担当指導主事等
- 内容** ○**参集研修**では、指導助言大学の参加も得て、組織や教師個人の**現状把握**や**課題設定**に関する協議・演習を実施。**校内実践**では、チーム学校として、**現状把握**や**課題設定**、**行動計画策定**、学校運営協議会などを含む**体制づくり**等を行う。
- 目標** ○**参集研修と校内実践を繰り返す**中で、アセスメント能力、ファシリテーション能力など、学校管理職の総合的な**マネジメント力の強化を図るための探究型の研修プログラム**を開発する。
- 研修で得られた「気づき」を教職員や地域の方と**対話**し校内実践を行うことにより、多様な他者と協働した探究的な学びや、教科等横断的な学びを実現する。

事業②：新たな学びの実現のための学校管理職マネジメントフォーラム（仮称）の開催

- 対象** ○全国の校長等の学校管理職
- 内容** ○事業①の成果報告等を内容とするフォーラムを開催する。
- 目標** ○**マネジメント力強化のための探究型の研修プログラム**を普及させる。

○費用内訳	・協力自治体経費	＜事業①＞	3 4 百万円	○事業期間	令和 7 ～ 9 年度 (3 年間)
	・運営業者委託経費	＜事業②＞	2 百万円		
	・協議会等事務経費	＜本省執行＞	9 百万円		



アウトプット（活動目標）

- 探究型研修の実践とプログラム開発。
- 全国フォーラムの実施。

アウトカム（成果目標）

- 学校管理職の総合的なマネジメント力の強化。
- 研修観の転換（新たな教師の学びの実現）。
- 令和の日本型学校教育（新たな子供の学び）の実現。

働き方改革を踏まえたマイクロラーニング型研修モデル開発事業

令和8年度要求・要望額

42百万円
(新規)



背景・課題

- 近年、大量退職・大量採用に伴って、若手教師が増加している。教師は、経験年数の少ない若手の段階から、児童生徒の教育に大きな責任を有する職であり、若手教師は時間外在校等時間が長く、精神疾患等による休職率も高い。教育に志を持った若手教師が資質・能力を向上させ、学びに関する高度専門職として成長していくことができるよう、組織としてしっかりと支援していく必要がある。
- また、学校における働き方改革の更なる加速化を推進する必要がある中で、研修方法に関して学習効果の最大化が図られるよう、実施方法の最適化を図るとともに、限られた時間や資源の中で、教員等の多忙化にも配慮しつつ、研修内容の重点化や精選なども含め、効果的・効率的な方法により行われる必要がある。
- 従って、本事業では、これまで実施されてきた様々な形態の研修のうち、内容及び研修時間に着目して、実践に近い内容で、かつ、勤務時間等に生じる隙間時間を活用した研修モデルを開発するものである。

事業内容

マイクロラーニング型研修コンテンツ作成及び研修モデルの開発

2 団体

- 対象** ○研修コンテンツの開発、研修プログラムの策定ができる、民間企業、大学等
- 内容** ○若手教師が業務上で苦労している『授業づくり』及び『保護者対応』の2つのテーマについて、PCやスマホ等で視聴でき、かつ、講義等で学べないような**コツやテクニック**といった**5分程度のマイクロラーニング型**の研修コンテンツの作成。
- すべての研修コンテンツの受講を前提とするオーソドックスな講義形式ではなく、**学びたい部分を学びたいときに学べる方式や、研修コンテンツの組み合わせ**によって学びたいテーマの研修を設定できる**モジュール方式のマイクロラーニング型研修モデル**とし、その**効果検証**を行う。
- 目標** ○『授業づくり』『保護者対応』に関する、若手教師等の資質の向上。
- 働き方改革を踏まえ、短時間で受講効果を最大化できる研修モデルの構築。

○**費用内訳** ・委託経費 <事業経費> 3 8 百万円
・事務経費 <本省執行> 4 百万円

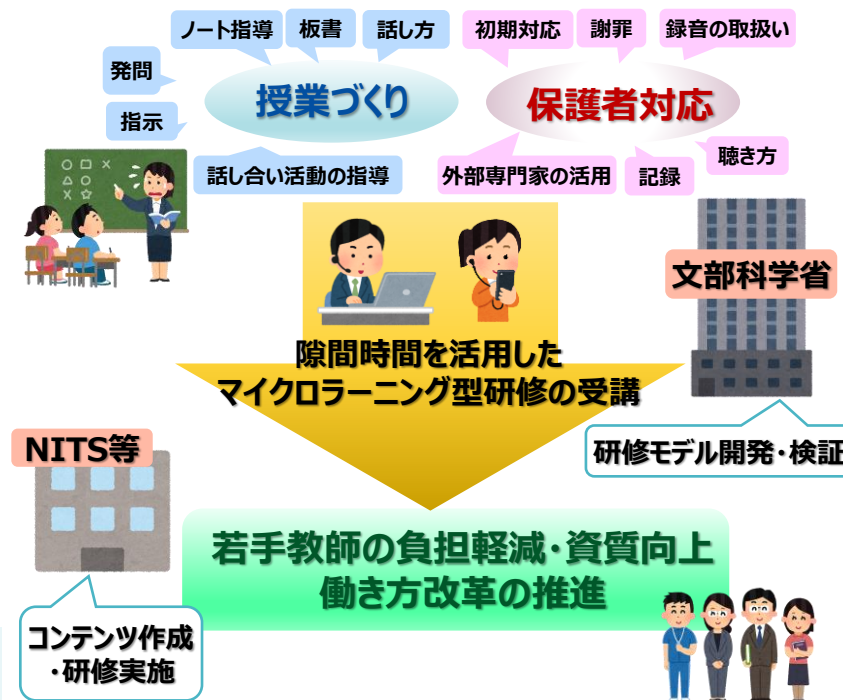
○**事業期間**
令和 8 年度 (1 か年)

アウトプット (活動目標)

- 『授業づくり』『保護者対応』のマイクロラーニング型研修コンテンツの作成
- 隙間時間を活用したマイクロラーニング型研修モデルの開発

アウトカム (成果目標)

- 若手教師の負担軽減・資質向上
- 隙間時間での研修の実施による働き方改革の推進



部活動の地域展開等の全国的な実施

令和8年度要求・要望額 44億円＋事項要求 37億円
(前年度予算額)



理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
 - ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
 - ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。
-
- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
 - ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和7年5月）を踏まえ、**令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進**

I. 部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業 21億円＋事項要求（16億円）

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援などを実施。

（1）部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

**① 地域クラブ活動の活動費等の支援**
〔指導者謝金
事務局人件費 等〕

**② 経済的困窮世帯の生徒への支援**
(参加費・保険料)

**③ 推進体制の整備等**
〔コーディネーターの配置
人材バンクの設置・運用 等〕









（2）地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

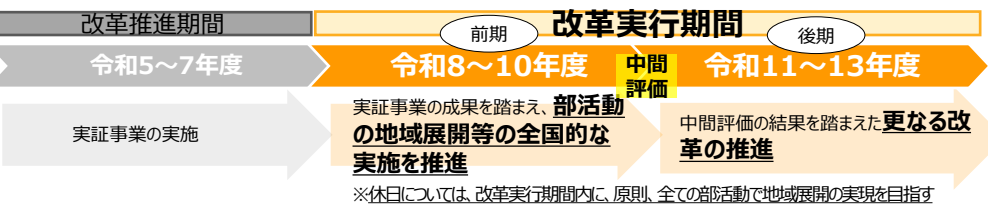
- ① 地方公共団体等を対象とした相談・サポート窓口の設置やアドバイザーの派遣などによる伴走支援
- ② 地方公共団体の取組状況のフォローアップ、課題への対応策の創出（※）、好事例の横展開
- ③ 子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等のための、指導・リスクマネジメントの手引きの作成や、動画ポータルサイトの運営
※平日を中心とした指導者確保・アスリート人材の活用に向けたモデル事業（小学校専科教員（体育）や民間企業に所属するアスリート人材による部活動・地域クラブ活動の指導）等

II. 中学校における部活動指導員の配置支援 20億円（18億円）

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。
【17,680人（運動部：13,620人、文化部：4,060人）】 ※補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3億円（3億円）

- I 及び II の施策を支える新たなスポーツ環境の構築等のため、以下の取組を実施。
- ・公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫、スマートロック設置に伴う扉の改修等)
 - ・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施
 - ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築 等



根拠法令

- **スポーツ基本法（令和7年改正）（抜粋）**
第十七条の二 地方公共団体は、（略）中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。
- **公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年改正）（抜粋）**
附則第三条 政府は、（略）次に掲げる措置を講ずるものとする。
六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

* 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。コミュニティ・スクール（学校運営協議会）等の仕組みも活用。